

業務委託におけるプロポーザル方式実施要綱

(平成7年4月26日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、調査、計画、設計、企画等の業務委託のうち、専門的な技術力又は企画力等が要求されるものの契約に当たり、プロポーザル方式を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「プロポーザル方式」とは、委託業者から提案書（以下「プロポーザル」という。）の提出を求め、最適な提案を行った業者を選定する手続をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式の実施の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、次に掲げる業務のいずれかに該当するものとする。ただし、特許、著作権等を必要とする業務は、対象としないものとする。

- (1) 建設工事に関する企画・立案その他成果を得るのに複数の方法が考えられる業務
- (2) 先例が少なく、検討手法が確立されていないため、実験解析又は特殊な観測診断を要する業務
- (3) 都市計画等に関する計画・立案その他成果が委託業者の力量・考え方等により大きく異なる業務
- (4) 法令で定められた総合計画に関する業務
- (5) 委託業者の力量・考え方により成果が左右されるイベント等の企画・設営業務
- (6) その他プロポーザル方式で執行することが適当であると市長が認める業務

(業務内容説明書の作成)

第4条 プロポーザル方式で業務を委託しようとする場合には、当該業務

の委託を行おうとする課の長（以下「主管課長」という。）は、次の事項を記載した様式第1号の業務内容説明書を作成するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務の目的
- (3) 業務の内容
- (4) 業務実施上の条件
- (5) 成果品
- (6) プロポーザルに記載すべき事項

2 前項第6号のプロポーザルに記載すべき事項は、次のとおりとする。
ただし、業務の内容に応じて必要な事項を追加し、又は不要な事項を削除することができるものとする。

- (1) 会社の業務経歴
- (2) 過去3年間の同種又は類似業務の実績並びに有資格技術者数及び会社の体制
- (3) 業務実施担当技術職員の経歴
- (4) 担当技術者の構成及びこれらの者の経歴
- (5) 業務実施方針等
- (6) 業務実施方針、手法、工程計画及び技術者動員計画
(委託業者選定委員会)

第5条 次に掲げる事項を審議するため、委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- (1) プロポーザルの提出を求める委託業者の選定に関すること。
- (2) 最適な委託業者の選定に関すること。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、当該業務の委託を行おうとする課の属する部の長（以下「主管部長」という。）をもってこれに充てる。

4 委員は、職員のうちから主管部長が指名する。

5 委員会は、必要に応じて、外部の専門の知識を有する者から意見を求めることができるものとする。

6 委員会の庶務は、業務委託を行おうとする課において処理する。

(プロポーザルの提出を求める委託業者の選定)

第6条 プロポーザルの提出を求める委託業者は、建設工事等指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者の中から3社から5社を委員会で選定する。ただし、委員会で認めた場合は、資格者名簿に登載された者以外から選定することができる。

2 主管課長は、前項の規定により選定された委託業者に対して、様式第2号のプロポーザル提出依頼書により、その旨を通知するとともに、提出を依頼するものとする。

3 主管課長は、前項の規定による通知をした委託業者に対し、様式第3号のプロポーザル提出意思確認書により、その提出の意思を確認するものとする。

4 市長は、前項の規定によるプロポーザルの提出を辞退した者に対して、これを理由に不利益な取り扱いを行わない。

(プロポーザルの提出を求める委託業者の追加選定)

第7条 前条第3項のプロポーザルの提出意思確認により、提出者が2社以下となったときは、委員会は原則として、プロポーザルの提出を求める委託業者を追加して選定するものとする。この場合において、対象業務に係る最初の委員会で、追加する場合の業者（以下「追加予定業者」という。）をあらかじめ選定しておくことができるものとし、複数の追加予定業者を選定する場合には、追加する順位を付けておくものとする。

(最適な委託業者の決定)

第8条 対象業務を委託するのに最適な業者は、委員会で選定し、市長の決裁をもって決定するものとする。

2 委員長は、最適な委託業者の選定経過を、桶川市工事等請負業者審査

委員会規程（昭和47年桶川市規程第9号）に基づく桶川市工事等請負業者審査委員会に報告しなければならない。

- 3 主管課長は、プロポーザルを提出した委託業者に対し、結果について様式第4号のプロポーザル採用通知及び様式第5号のプロポーザル不採用通知により通知するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱の規定にかかわらず、必要と認められる場合は、様式第2号から様式第5号までのうち、その一部又は全部を省略して委託業者の選定手続を実施することができる。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

附 則（平成23年6月10日市長決裁）

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

業 務 内 容 説 明 書

1 業 務 名

.....

2 業務の目的

.....
.....
.....
.....

3 業務の内容

.....
.....
.....
.....
.....

4 業務実施の条件

.....
.....
.....
.....

5 成 果 品

.....
.....
.....
.....

6 プロポーザルに記載すべき事項

7 その他

桶 第 号
年 月 日

様

桶川市長

〇〇業務のプロポーザル提出について(依頼)

この業務について、別添の業務内容説明書に基づいてプロポーザルを作成し、下記のとおり提出されますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出に要する費用は、貴社の負担でお願いします。

また、プロポーザルに関する説明会は開催しませんので、質疑等がある場合は、下記の担当課に来所又は電話でお問合せください。

記

1 プロポーザル提出意思の確認

提出の意思を確認したいので、「プロポーザル提出意思確認書」により回答をお願いします。

回答期限： 年 月 日 (FAX可)

なお、辞退された場合であっても、以降不利益な扱いはしません。

2 プロポーザルの作成

プロポーザルは、「業務内容説明書」を確認の上作成し提出してください。

提出期限： 年 月 日 (FAX可)

また、提出されたプロポーザルの内容については、電話等で問い合わせをすることができます。

3 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、当該プロポーザルは無効とします。

4 プロポーザルの使用

提出いただいたプロポーザルの内容及び手法については、無断使用いたしません。

5 プロポーザルの提出結果

提出いただいたプロポーザルについては、結果を通知いたします。

担当：〇〇課(担当〇〇)

TEL

FAX

様式第3号（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

桶川市長

住 所
氏 名

ⓐ

プロポーザル提出意思確認書
年 月 日付け（文書番号）で依頼のあった下記業務に対するプロポ
ーザルについて、提出の意思がある（ない）旨回答します。

記

業務名：

様式第4号(第8条関係)

桶 第 号
年 月 日

様

桶川市長

プロポーザル採用通知

年 月 日付けで貴社から提出のあった下記業務のプロポーザルは、
採用となったので通知します。

記

業務名：

様式第4号(第8条関係)

桶 第 号
年 月 日

様

桶川市長

プロポーザル不採用通知

年 月 日付けで貴社から提出のあった下記業務のプロポーザルは、
不採用となったので通知します。

記

業務名：
